

岐阜市立岩野田北小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改訂
平成31年1月改訂
令和元年7月改訂
令和2年4月改訂
令和3年4月改訂
令和4年4月改訂
令和5年4月改訂
令和6年4月改訂

はじめに

ここに定める「岩野田北小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

(平成22年に「岩野田北小学校いじめに関する学校宣言」を示し、以降それに基づいて取組を行ってきたが、本方針作成にあたってそれを基礎とした。)

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）

む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ① 「いじめは、絶対に許されない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④ 「いじめ」は、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない。
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- ① どの子も全力で応援する。→誰もひとりぼっちにさせない。
- ② いつでもどんな相談も聞く。
 - どんなことも受け止める。
- ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。
 - いじめはみんなで必ず止める。
- ④ 相談されたらその日のうちに問題解決に向けてみんなで立ち向かう。
 - 必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。

(6) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

- (1) 魅力ある学級・学校づくり (「分かる・できる授業」の推進, 主体性, 自治力・自浄力等を育成する指導等)
 - ・個に応じて指導を考え、児童が「分かった, できた」という達成感や充実感や自己肯定感を味わうことができる授業づくりに努める。
 - ・児童が、互いの存在を認め合い、存在感や所属感, 達成感を味わえる居場所 (集団) づくり (すてき見つけ, リーダー指導) を行う。
 - ・自分たちの生活をより良いものにしていく児童会活動の充実 (常時活動の徹底, いじめを見逃さない日, 全校道徳を核としたいじめ防止強化週間に向けた取組) に努める。
- (2) 安心感を生み出す指導 (仲間関係の構築, 規範意識の確立, 見守り・見届け体制の整備)
 - ・問題行動等に立ち向かう教師の姿 (全職員が最前線で対応) を示す。
 - ・いじめ対策施策のパッケージを全職員が共通理解し, 行動する。
 - ・いじめ未然防止に係る校内掲示 (いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」) をする。
 - ・望ましい人間関係を築く取組 (共感的に友達の話聞くことができる言葉の紹介) を行う。
 - ・児童一人ひとりを認め・価値付ける (学級通信, 朝の会・かがみの会の充実) 。
 - ・ここタン, 心のアンケート, 教育相談等, 児童の声に耳を傾ける体制づくりをする。
- (3) 生命や人権を大切にする指導 (豊かな心の育成)
 - ・生命・人権を大切にする指導 (地域の福祉施設訪問, 全校道徳) を行う。
 - ・教職員の人権感覚を高める研修や取組, 生命の尊厳への理解 (自殺予防, 犯罪被害者の講話, がん教育, 性やLGBTに関する教育) を行う。
 - ・いじめ未然防止等に関わる児童主体の取組や活動 (いじめを見逃さない日の取組, いじめ防止強化週間) を行う。
- (4) 全ての教育活動を通じた指導 (自己指導能力の育成)
 - ・日常生活の中で児童の活動の場の設定 (係・当番活動, 清掃活動) を行う。
 - ・児童の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け (学級通信, すてき見つけ) を行う。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ・デジタルリチズンシップ教育についての研修や取組 (学校職員, 外部講師等による研修) を行う。
 - ・保護者や地域の方を対象とした研修, 学校・家庭との連携 (保護者への積極的な情報の提供) を行う。

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
 - ・傍観者にならないための対応（SOSの出し方教育、情報提供アンケートの実施）に心がけさせる。
 - ・いじめ発生時の対応演習（ロールプレイング）をする。
 - ・互いに仲間の変容に気付ける力（児童会活動としてのよさ見つけ）を養う。
- (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実
 - ・毎日のここタン入力、定期的な「心のアンケート」（記名式）等の各種アンケート調査の実施はもとより、生活記録や児童の行動観察等から、いじめが疑われる事案を早期に発見する。また、検査やアンケートの結果を日常生活に生かしていく。
 - ・回答しやすい環境整備（自宅での記入、スマート連絡帳等での周知）を行う。
 - ・「ダブルチェック」を基本とした複数の教員での確認を行う。
 - ・些細な事象を積み上げていく（日記や児童の行動観察等からの情報共有）。
 - ・「学校いじめ防止等対策推進会議」を開催し、情報共有をして、今後の継続的な指導・組織的支援についての方向性を確認する。
- (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底
 - ・いじめ対策監による見守り（ベストを着用した校内巡視）を行う。
 - ・いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速な情報共有（校長、教頭、生徒指導主事、該当学年主任、該当担任、主任いじめ対策監等）をして、これに対処する。初動での被害者側の辛さや不安に寄り添った対応を心がける。
 - ・校内組織（フロー図）に基づき、教職員一人ひとりが迅速かつ組織的に対応する。
 - ・校内いじめ防止等対策推進会議、学校いじめ防止等対策推進会議 即時開催できるようにし、学校や関係機関が迅速かつ適切に情報共有ができるようにする。
- (4) 教育相談の充実
 - ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていないときこそ、信頼関係が築けるように日常から児童理解を図るように努める。不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的教育相談を行う。
 - ・マイサポーター制度を設け、全ての児童に学級担任以外に相談できる職員を位置付けることにより、自分のよさを再認識したり悩みや問題点の解決を図ったりする。
- (5) 教職員の研修の充実
 - ・いじめに対する適切な指導を進めるために、計画的な教職員研修の実施や工夫に務める。
 - ・学校いじめ基本方針の理解（ロールプレイング、実践的な研修）を行う。
 - ・組織的対応を徹底する（学校組織で判断、情報共有）。
 - ・主体的理解と客観的事実を区別した事実確認を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめの解消のために、保護者との間に前向きな協力関係をつくることができるよう、学校ホームページや通信、電話連絡、家庭訪問など、日常の情報発信や情報交流に努める。
- ・保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼する（学校運営協議会、PTA役員会、等）。
- ・事案発生時に関係する児童の保護者へ確実に情報提供（いじめの疑い段階での確実な連絡）を行う。
- ・管理職による情報提供の履行の見届けを行う。
- ・いじめ解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくり（被害者側への寄り添い、いじめの認知）を行う。

(7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・教育委員会へ直ちに報告を行う。
- ・関係機関との情報共有や支援・指導の際の連携を行う。（警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、主任いじめ対策監、スクールロイヤー、病院等）。
- ・各種相談窓口の紹介を行う。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条（下記）に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

（上記の条例項目を踏まえ、「推進会議」は下記の構成員で組織する。）

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、学年主任、教務主任、
教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、保健主事、
養護教諭

学校職員以外（必要に応じて）：保護者代表、学校運営協議会委員、
主任いじめ対策監、民生委員・児童委員、主任児童委員、
スクールカウンセラー、人権擁護委員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「岩野田北小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引き継ぎ、今年度の方針の伝達） 入学式、始業式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 教師による「すてき見つけ」（児童への視点の提示） 学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 学校運営協議会等で「方針」の説明 通級の様子交流（通級教室担当より、得意なもの不得意なもの等） 児童会あいさつ運動開始（年間を通じて） P T A総会で「方針」説明 悩み相談受け付け案内等の全校配付（年間を通じて） 生徒指導事例研（昨年度担任より引き継ぎの会） 第1回情報提供アンケートの説明及び実施，教育相談の実施 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> 「学校運営協議会」の実施 第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施 児童会主体による「すてき見つけ」（継続実施） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日） いじめについて考える集会（全体→学級） （児童会からのいじめ防止についての投げかけ）児童朝会、ビデオ視聴、感想をもとに意見交流、学級人権宣言の決定 「いじめ防止月間」の実施（授業や集会、児童の取組等） 「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 児童向けネットいじめ研修① いじめSOSアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめについて考える日」（7月3日） 第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 	第1回 県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜市生徒会サミット 職員会（第1回県いじめ調査の校内調査報告、夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り） 「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（7月までの評価） 職員研修会（ネットいじめ・教育相談も含めた） 	

	・生徒指導事例研（7月までの様子の交流及び9月からの見通し）	
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告 ・第2回情報提供アンケートの実施，教育相談の実施	
10月	・いじめ SOS アンケートの実施	
11月	・心のアンケート（記名式）の実施，教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導，事後指導等の見届け ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「いじめ防止月間の取組」（児童主体の取組） ・生徒指導事例研（前期の様子の交流及び後期からの見通し） ・児童向けネットいじめ研修② ・「ひびきあいの日」（児童のいじめ防止対策の発表 児童朝会，学級人権宣言の発表	
12月	・第2回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」	第2回 県いじめ 調査
1月	・職員会（第2回県いじめ調査の校内調査報告，冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・第3回情報提供アンケートの実施，教育相談の実施	
2月	・いじめSOSアンケート（記名式）の実施，教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導，事後指導等の見届け ・児童会の取組のまとめ ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「学校運営協議会」の実施 ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） （第2回県いじめ調査の校内調査報告）	
3月	・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・生徒指導事例研 （後期の様子の交流及び来年度への引き継ぎ） ・第3回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」	第3回 県いじめ 調査問題 行動調査 （文科）

※必要に応じて随時「学校いじめ防止等対策推進会議」を開催する。

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策等推進会議」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連携等，校長の指導のもと，役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には，把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し，学校いじめ防止等対策推進会議を開催し，直ちに校長の指導のもと，組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い，安全を確保しつつ，組織的に情報を収集し，迅

速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。

- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月間は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

[大まかな対応順序] 【別紙フロー図参照】

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改定参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。

（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。